

平成28年度事業報告

第1 事業の総括

「一般社団法人」として3年目を迎えた平成28年度は、「安全運転管理者等が安全運転管理業務を適切に遂行できるよう資質・能力の向上を図るとともに、事業所における交通安全活動を促進し、もって交通事故の防止に寄与する。」とする当協会の目的の達成のため、

- 交通死亡事故の抑止
- 交通事故総発生件数と負傷者数の減少
- 飲酒運転の根絶

を基本的な重点として、関係機関・団体と連携を図りながら、安全運転管理を通じた交通安全の確保に向けた各種事業活動の推進に取り組み、おおむね事業計画に即した活動が推進された。

具体的には、年間の事業計画に基づく各種会議・研修や各種交通安全活動事業等の推進をはじめ、法定講習の受講率向上等安全運転管理全体の充実を図るための諸対策の推進を通じて、安全運転管理者選任事業所の交通事故防止に努めたところである。

これらの事業を推進した結果、安全運転管理者選任事業所に係わる交通死亡事故は、3年連続の一桁台となる7件7人で、前年同様、過去最少を更新した。

他方、交通事故の総発生件数と負傷者数は、一昨年までの減少傾向を取り戻し、大幅な減少となったものの、飲酒運転による事故は、死亡事故の発生も含め、発生件数及び負傷者数が増加するという大変残念な結果となった。

また、法定講習については、安全運転管理者選任事業所数が増加したことも影響し、全体としては受講者数が増加したものの、受講率としては前年を下回る結果となった。

交通事故の原因の多くは、死亡事故を含め、漫然運転による安全確認の不徹底等安全運転義務違反によるものが約9割となっており、これらの要因としては、事業主や安全運転管理者等による安全運転管理に関する取り組みが事業所毎に差異があり、末端までの確実な安全運転管理が浸透していないことによるものと推測される。

以上のことから、安全運転管理者制度を普及させる取り組みを強化するとともに、安全運転管理者による安全運転管理を徹底して、職場から交通事故防止を実現しなければならない。

第2 事業推進の概要

1 安全運転管理者の資質向上対策の推進

(1) 法定講習の実施状況

安全運転管理者等の安全運転管理の実務に関する法定講習である「安全運転管理者等講習会」は、5月24日から翌年2月9日までの間、78回実施され、受講対象者9,731人中、9,212人が受講し、受講率は前年度(95.4%)比較で0.7%減となる94.7%となった。

一方で、未だ519人の未受講者がおり、今後、さらに受講率の向上を図り、安全運転管理の実効を期するため、平成28年度の講習終了後、両会長名により、宮城県警察本部交通部長宛に所轄警察署別の「未受講事業所一覧」の提供とともに、「平成28年度安全運転管理者等法定講習実施結果を踏まえた対応について」により、受講率の向上に向けた対応を依頼した。

(2) 東北地区安全運転管理者法定講習講師研修会への参加

9月には、講師を自動車安全運転センターの「安全運転管理課程」に入所派遣したほか、本年2月、山形県を会場として開催された「東北地区安全運転管理者法定講習講師研修会」において、講習実施の現状、問題点と対応、配意点等について協議、研修を行うとともに、意見交換等を通じて法定講習の講師としての資質向上に努めた。

2 交通安全活動の推進

(1) 各種交通安全運動・活動の展開

ア 交通安全運動の実施

「子供と高齢者の交通事故防止運動」、「歩行者事故防止運動」及び「飲酒運転根絶運動」の年間運動、また期間を定めて全国的に展開された「春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動」のほか、宮城県交通安全対策協議会で設定し、期間を設定して実施された「自転車安全利用推進運動」、「夏の交通事故防止運動」、「夕暮れ時の交通事故防止運動(ラ・ラ・ラ運動)」、「冬道の安全運転1・2・3運動」及び「年末年始の交通事故防止運動」の各運動に取り組み、さらに知事による「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の発令に伴う交通事故防止対策に取り組んだ。

- 自転車安全利用推進運動 (5月 1日～ 5月31日)
- ゴールデンウィーク期間中の交通事故防止運動 (4月29日～ 5月 6日)
- 夏の交通事故防止運動 (7月21日～ 8月10日)
- 夕暮れ時の交通事故防止運動(ラ・ラ・ラ運動) ※ 期間延長 (10月1日～翌年2月28日)
- 交通死亡事故多発緊急事態宣言の発令に伴う交通事故防止対策 (10月6日～11月5日)
- 冬道の安全運転1・2・3運動及び年末の交通事故防止運動

(12月1日～12月31日・翌年3月31日)

イ 地区安全運転管理者会交通事故防止対策コンクールの実施

6月15日から8月31日までの間、安全運転管理者会加入事業所の安全運転管理者等に対し、事業所における安全運転管理の必要性を自覚させるとともに、従業員等と一体となった積極的な交通事故防止対策の推進を図ることとして、コンクールが実施され、「優秀地区会・優良地区会」及び「優秀事業所」を表彰し、賞揚を図った。

ウ 第23回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の実施

6月15日から10月15日までの123日間にわたって、第23回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「あなたもチャレンジ!無事故無違反『セーフティ123』」が実施され、会員事業所の多数が、運転者3人で1チームを編成して参加し、期間中、「交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践」、「自主的・主体的な交通安全活動の実践」の実施状況を競い合い、優秀活動チーム等に対し、表彰が行われた。

同キャンペーンには、8,413チーム、2万5,239人が参加し、前年(8,067チーム、2万4,201人)を上回る過去最高の参加となった。

エ 交通事故の発生状況に即応した交通安全活動の推進

県内における交通死亡事故等の発生状況を踏まえ、前記、「交通死亡事故多発緊急事態宣言」に伴う交通事故防止運動に取り組んだほか、「夕暮れ時の交通事故防止運動」(ラ・ラ・ラ運動)については、翌年2月末まで期間延長(宮城県交通安全対策協議会の実施要綱では、1月31日までの4か月間)して実施した。

(2) 高速道路交通安全活動の推進

安全運転管理を通じた高速道路における交通事故防止に資するため、高速道路交通安全協会に参画しての「全座席でのシートベルト・チャイルドシート着用」の広報啓発を行ったほか、法定講習を通じて「高速道路における緊急時の3原則」等について指導、啓発に努めた。

高速道路における安全運転管理者選任事業所に係る交通事故は、総発生件数24件(前年比で2件減少)となり、若干の減少を見たが、死亡事故が1件発生(前年は0件)し、傷者数は42人(前年と同数)とななった。

なお、高速道路交通安全協会副会長に就任していた当協会副会長の大川明雄氏が年度内に退任したことに伴い、当協会副会長の枝松茂雄氏が新たに就任した。

(3) 参加・体験・実践型の安全教育の推進

ア フレッシュャー対象の安全運転講習会の実施

春の交通安全県民総ぐるみ運動実施期間中、同運動の一環として、4月20日（水）仙台市泉区内の「奥羽自動車学校」において、会員25事業所の新入若手社員等41人を対象として、交通安全意識と運転技能の向上を図り、各事業所における安全運転のモデル的役割を担わせることを目的として、運転適性検査と各種の運転実技講習を実施した。

イ 冬道安全運転「スキッド講習」の実施

冬季の圧雪、凍結時の安全走行を図り、滑走による交通事故を防止するため、10月27日（木）から12月22日（木）までの間、会員事業所の従業員180名を対象に、仙台市内の自動車学校2校において、模擬凍結路面等冬道走行を想定した冬道安全運転「スキッド講習」を実施した。

(4) 活動用制服及び「安管旗」の配付

協会の広報活動を兼ね、「安管旗」をロゴ風にあしらった活動用制服（安全ベスト）を作成し、各地区会に配付した。

また、会員拡大取り組み等に資することを目的として、当協会のシンボルである「安管旗」を各地区会に配付した。

(5) 交通安全教育用DVD等の貸出し

各地区会や各事業所の各種講習会、研修会で使用する交通安全教育用DVDを新規に10本整備、充実を図り、年間を通じてこれら教材の貸出事業を推進し、職場における各種研修、講習を側面から支援した。

(6) 広報・啓発活動の推進

年間を通じて

- FMコミュニティラジオを活用したスポット放送
- ホームページを活用した県協会、各地区会及び会員事業所の各種活動状況等の掲載

を実施したほか、春・秋の交通安全県民総ぐるみ運動実施時の

- 地元新聞紙への掲載による広報

さらには、

- 各種交通安全運動実施時等のポスター・チラシの作成と配付
- 東北放送ラジオを活用したスポット放送
- 交通安全年間スローガンの配付
- 飲酒運転根絶ポスターの配付

などを通じて、「飲酒運転の根絶」、「夕暮れ時の交通事故防止」など幅広く交

通安全広報啓発活動を実施した。

なお、県内全体での交通死亡事故の発生実態に即したタイムリーなスポット放送を通じた交通安全広報に努めた。

3 情報発信活動等の推進

(1) ホームページ等の活用

県協会の各種会議等の開催状況、各種事業活動状況及び各地区会の活動状況と会員事業所の個々の各種活動の実施状況のほか、最新の交通事故統計や当面の交通事故防止の重点等安全運転管理に資する各種情報を掲載し、積極的な情報発信に努めた。

特に、年度終盤には、スマートフォンやタブレットにも対応できるよう機能を向上させるためのリニューアルを行い、安全運転管理者等が、いつでもどこでも情報を取得できる環境を整えた。

(2) メール送信システムによる会員事業所への各種情報の提供

前年から構築作業を推進してきた会員事業所への「メールによる各種交通安全情報の提供システム」については、平成27年1月9日から本格的に運用を開始し、年度内は、38件の各種交通安全関係の情報をメールにより配信し、会員事業所の安全運転管理に活用された。なお、メール配信登録会員数は年度末で1,486件となった。

4 各種表彰と賞揚の推進

安全運転管理優良事業所として各種交通安全活動に功労のあった優良地区会、事業所、安全運転管理者及び運転者の適正な賞揚に努めるとともに、全日本交通安全協会交通栄誉章「緑十字銅章」、東北管区警察局長・東北交通安全協会長連名表彰等を積極的に上申したことにより、多数の会員事業所等が受賞の栄に浴するなど、交通安全意識の高揚に努めた。

第3 組織基盤の強化と効率的な事務局運営

1 会員拡大への取り組み

各地区会の会員増を図り、組織体制の充実強化を図るため、春・秋の年間2回、「会員加入促進期間」の設定による各地区会と一体となった取り組みや、法定講習の機会を通じた呼び掛けなど、種々の機会を捉えて新規会員の確保に努めた結果、近年、減少傾向で推移している中で、少数ながら会員増となった地区会もあり、一定の成果が認められたものの、全体として前年同期比1.1%の減少となった。

2 県協会と各地区会との連携

県協会と各地区会との意思疎通を円滑にし、一体的かつ効率的な事業や業務の推進に資するため、4月20日から6月6日までの間、専務理事以下が各地区会事務局を巡回訪問し、要望の把握と意見交換を行った。

併せて、各地区会を所轄する各警察署長等に対し、各地区会の業務推進に対する支援と協力を要請した。

このほか、日常の業務遂行に当たり、可能な限り、良好な連携が図られるよう「安管事務局だより」を発行（14回発行）して円滑な業務の推進に努めた。

3 公益法人制度改革への対応

新法人法に基づく適正な法人運営のため、宮城県等が主催する「法人担当者説明会」や関係機関が主催する「セミナー」に担当者が出席し、所要の指導を受け、適正な運営に努めた。

4 安全運転管理者管理システムの導入

委託業務の講習事業の正確性を期すためには、日々更新される安全運転管理者選任事業所を正確に把握し、その正確なデータに基づいて、受講対象者に対して遅滞なく講習会通知書を送付するとともに、未受講者を把握して安全運転管理制度に反映しなければならない。また、多数の管理者情報を管理していることから、その漏洩防止を図るためのセキュリティを充実する目的等から、外部委託による安全運転管理者管理システムを導入した。

第4 事業等の推進状況

1 監査、各会議、表彰式及び研修会関係

月 日	場 所	会 議 名 等
4月12日	県 協 会	○ 平成27年度分事業・収支決算会計監査
4月27日	パレス宮城野	○ 平成28年度第1回理事会
5月19日	パレス宮城野	○ " 第1回総会
"	"	○ " 第2回理事会
7月 5日	福島県飯坂市	○ 東北・北海道安全運転管理者協（議）会専務理事等会議
8月19日	多賀城分庁舎	○ 平成28年度第3回理事会
"	"	○ " 第2回総会
"	"	○ " 第1回地区会長会議
10月 5日	東 京 都 内	○ 全国安全運転管理者協（議）会専務理事等会議
10月20日	青森県青森市	○ 東北・北海道安全運転管理者協（議）会長等会議
11月 9日	パレス宮城野	○ 安全運転管理優良事業所等表彰式
1月23日	パレス宮城野	○ 事業主会連合会・安管協会役員合同会議
2月16日	ホテル 佐勘	○ 平成28年度第4回理事会

〃	〃	○	第3回総会
〃	〃	○	第2回地区会長会議
2月23日	山形県上山市	○	東北地区各県安全運転管理者等法定講習講師研修会

2 他機関会議等関係

月 日	場 所	会 議 名 等
5月22日	栗原市	○ 第10回宮城県飲酒運転根絶県民大会
5月31日	トラック会館	○ 宮城県高速道路交通安全協会合同役員会議・総会
6月13日	パレス宮城野	○ (一社)宮城県交通安全協会総会
6月15日	勝山館	○ 宮城県安全運転管理者事業主会連合会理事会・総会
6月16日	秋田県秋田市	○ 東北交通安全協会表彰式
8月2日	県 庁	○ 宮城県交通安全対策協議会幹事会
9月5日	高速仙台管理事務所	○ 宮城県高速道路交通安全協会・交通安全運動推進会議
11月9日	パレス宮城野	○ (一社)宮城県交通安全協会・交通安全功労者等表彰式
11月17日	大和町	○ 第47回宮城県交通安全県民大会
11月29日	県 庁	○ 第23回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン 「セーフティ123」第2回実行委員会
1月19日	東京都	○ 第57回交通安全国民運動中央大会分科集会・企業部会
1月20日	東京都	○ 第57回交通安全国民運動中央大会本会議
1月27日	県 庁	○ 第23回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン 「セーフティ123」第3回実行委員会・抽選会
2月20日	県 庁	○ 宮城県交通安全対策協議会幹事会
2月22日	〃	○ 宮城県飲酒運転根絶推進会議
3月3日	高速仙台管理事務所	○ 宮城県高速道路交通安全協会・交通安全運動推進会議
3月24日	県 庁	○ 第23回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン 「セーフティ123」第4回実行委員会
〃	〃	○ 第24回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン 「セーフティ123」第1回実行委員会

3 通年事業

- FMコミュニティラジオスポット放送による交通安全広報の実施
- 会員事業所への各種交通安全情報メール配信の実施
- ホームページ活用による交通安全活動の広報啓発と情報発信の実施

4 月別事業等内容

月 日	事 業 内 容
6日	○ メール配信（春の交通安全県民総ぐるみ運動）
6日	○ 春の交通安全県民総ぐるみ運動の実施（～4月15日）

4月	12日	○ メール配信（安管事業所の交通事故～2月末現在）
	13日	○ メール配信（安全運転管理者選任等の届出）
	15日	○ 安管事務局だより（No.67）の発行
	20日	○ 「フレッシュヤーのため交通安全講習会」の実施
	〃	○ 各地区会事務局巡回訪問連絡の実施（～6月6日）
	〃	○ メール配信（セーフティ123の実施）
	21日	○ 第23回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の募集開始
	26日	○ メール配信（仙台・青葉祭りの交通規制）
	27日	○ メール配信（ゴールデンウィーク期間中の交通事故防止）
	29日～	○ メール配信（自転車の安全利用推進運動（5月中）の実施） ○ 「ゴールデンウィーク期間中の交通事故防止運動」の実施（～5月5日）
5月	～	○ 「ゴールデンウィーク期間中の交通事故防止運動」の実施（～5月5日）
	～	○ 第23回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の募集
	～	○ 各地区会事務局巡回訪問連絡の実施
	1日～	○ 自転車安全利用推進運動の実施
	9日	○ メール配信（G7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議に伴う交通規制）
	23日	○ メール配信（「平成28年度全国安全週間」に伴う協力依頼）
	23日～	○ 法定講習会の開始
	31日	○ メール配信（安管事業所の交通事故～4月末現在） ○ メール配信（エコドライブ活動コンクール参加者募集） ○ 安管事務局だより（No.68）の発行
6月	～	○ 法定講習会の実施
	1日～	○ 「会員加入促進期間（第I期）」の実施（～7月31日）
	～6日	○ 各地区会事務局巡回訪問連絡の実施
	8日	○ メール配信（「セーフティ123」の募集）
	～14日	○ 第23回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の募集
	15日～	○ 第23回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の実施（～10月31日）
	15日～	○ 「交通事故防止対策コンクール」の実施（～8月31日）
	16日	○ 安管事務局だより（No.69）の発行
23日	○ メール配信（安管事業所の交通事故～5月末現在）	
27日	○ 安管事務局だより（No.70）の発行	
7月	～	○ 法定講習会の実施
	～	○ 第23回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の実施（～10月31日）
	～	○ 「交通事故防止対策コンクール」の実施（～8月31日）
	～	○ 「会員加入促進期間（第I期）」の実施（～7月31日）
	12日	○ 交通事故統計資料「みやぎの交通事故」の配付
	22日	○ 全日本交通安全協会表彰（交通栄誉章「緑十字銅章」）の上申
	22日	○ 安管事務局だより（No.71）の発行
	20日	○ メール配信（夏の交通事故防止運動の実施）
21日～	○ 「夏の交通事故防止運動」の実施（～8月10日）	

	21~31日	○ 東北放送ラジオスポット放送による「交通安全広報」 ～夏の交通事故防止運動～
	27日	○ メール配信（安管事業所の交通事故～6月末現在）
	28日	○ 安管事務局だより（No.72）の発行
8月	～	○ 法定講習会の実施
	～	○ 第23回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の実施
	～10日	○ 「夏の交通事故防止運動」の実施（～8月10日）
	1~10日	○ 東北放送ラジオスポット放送による「交通安全広報」 ～夏の交通事故防止運動～
	12日	○ （一財）全日本交通安全協会表彰（優良地区・優良事業所）の上申
	25日	○ メール配信（安管事業所の交通事故～7月末現在）
	29日	○ 安管事務局だより（No.73）の発行
9月	～	○ 法定講習会の実施
	～	○ 第23回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の実施
	1日～	○ 会員加入促進期間（第Ⅱ期）の実施（～10月31日）
	14日	○ メール配信（運転免許制度の改正）
	16日	○ メール配信（第75回全国産業衛生大会の案内）
	21日	○ 「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」の出発式への出席（警察本部前）
	21日～	○ 「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」の実施（～30日）
	28日	○ 安管事務局だより（No.74）の発行
10月	～	○ 法定講習会の実施
	～	○ 第23回みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン「セーフティ123」の実施
	～	○ 「会員加入促進期間（第Ⅱ期）」の実施（～10月31日）
	1日～	○ 「夕暮れ時の交通事故防止運動」（ラ・ラ・ラ運動）の実施 （～平成29年2月28日）
	12日	○ メール配信（冬道安全運転「スキッド講習」の実施）
	13日	○ メール配信（「交通死亡事故多発緊急事態宣言」について）
	27日～	○ 冬道安全運転「スキッド講習会」の実施（～12月22日）
11月	28日	○ メール配信（安管事業所の交通事故～9月末現在）
	～	○ 法定講習会の実施
	～	○ 「夕暮れ時の交通事故防止運動」（ラ・ラ・ラ運動）の実施
	～	○ 冬道安全運転「スキッド講習会」の実施（～12月22日）
	10日	○ 安管事務局だより（No.75）の発行
	16日	○ 飲酒運転根絶ポスターの配付
	25日	○ メール配信（安管事業所の交通事故～10月末現在）
	～	○ 法定講習の実施
	～	○ 「夕暮れ時の交通事故防止運動」（ラ・ラ・ラ運動）の実施
	1日～	○ 「冬道の安全運転1・2・3運動」（～平成29年3月31日）及び

12月	5日	○ 「年末の交通事故防止運動」(～平成28年12月31日)の実施
	7日	○ メール配信(「冬道1・2・3運動」及び「年末の交通事故防止運動」の実施)
	13日	○ 平成28年度交通安全スローガンポスターの配付
	12-23日	○ 安管事務局だより(No.76)の発行
	18日	○ 東北放送ラジオスポットによる「交通安全広報」 ～飲酒運転の防止とハンドルキーパー運動～
	～22日	○ メール配信(安管事業所の交通事故～11月末現在) ○ 冬道安全運転「スキッド講習会」の実施
1月	～	○ 法定講習会の実施
	～	○ 「夕暮れ時の交通事故防止運動」(ラ・ラ・ラ運動)の実施
	～	○ 「冬道の安全運転1・2・3運動」の実施
	6日	○ 安管事務局だより(No.77)の発行
	7日	○ メール配信(新年の挨拶)
	16日	○ 機関紙「安管みやぎ・特集号」の発行・送付
	20-3/2日	○ 東北放送ラジオスポットによる「交通安全広報」 ～法定講習の受講呼びかけ～ ～冬道1・2・3運動と追突事故の防止～
	25日	○ 安管事務局だより(No.78)の発行
26日	○ メール配信(安管事業所の交通事故～平成28年中)	
31日	○ 平成29年度安全運転管理者等法定講習委託業務の契約締結	
2月	～28日	○ 「夕暮れ時の交通事故防止運動」(ラ・ラ・ラ運動)の実施
	～	○ 「冬道の安全運転1・2・3運動」の実施
	1日	○ メール配信(法定講習のご案内)
	9日	○ 法定講習の実施(平成28年度最終)
	15日	○ 東北管区警察局長・東北交通安全協会会長連名表彰優良安全運転管理者組織等の上申
	22日	○ 安管事務局だより(No.79)の発行
27日	○ メール配信(安管事業所の交通事故～1月末現在)	
3月	～	○ 「冬道の安全運転1・2・3運動」の実施
	1日	○ ホームページのリニューアル
	3日	○ メール配信(ホームページのリニューアル)
	6日	○ 「交通安全ベスト」及び「安管旗」の配付(～3月24日)
	7日	○ 安管事務局だより(No.80)の発行
	14日	○ メール配信(フレッシュヤーのための交通安全講習会の開催)
	16日	○ メール配信(フレッシュヤーのための交通安全講習会の募集締切)
	17日	○ 平成29年度「宮城県交通安全県民運動実施要綱」の送付
	22日	○ メール配信(安管事業所の交通事故～2月末現在)
	23日	○ 安管事務局だより(No.81)の発行
21-30日	○ 東北放送ラジオスポットによる「交通安全広報」 ～子供と高齢者の交通事故防止～	